

宮城支部 平成 29 年度 第 1 回 健康づくり推進協議会 議事概要

開催日	平成29年7月20日(木) 14:00~16:00
開催場所	TKP ガーデンシティ仙台勾当台3階 「カンファレンス2」
出席委員	遠藤委員、岡本委員、小林委員、佐々木委員、西井委員、村上委員、茂泉委員、山田委員 欠席：太田委員、鈴木委員 (五十音順)
事務局	高橋支部長、後藤企画総務部長、本田企画総務G長、及川保健G長 保健G：村上主任、桑原主任、木村スタッフ 企画総務G：田所主任
議題	1.宮城支部 保健事業の実施状況について 2.宮城支部 保健事業の課題・問題点等について
議事概要 (主な意見等)	<p>◆事務局より、各議題について説明をする</p> <p>◆各委員より、各議題内容に関して意見をいただいた。</p> <p>1. 宮城支部 保健事業の実施状況について</p> <p><山田議長・質問> 「まちかど健診」を利用した被扶養者の保健指導について、健診当日に保健指導を実施しているのか。</p> <p><事務局・回答> 健診当日は健診結果が揃わないため、概ね 1 か月後に健診会場と同じ会場にて保健指導を実施している。なお、健診から保健指導までの期間が空いてしまうため、実施率の向上に向けた取り組みとして、健診当日に保健指導の制度に関する周知広報や対象者への電話勧奨を行っている。</p> <p><山田議長・質問> 宮城支部のメンタルヘルス関連事業とストレスチェック制度との関連性について教えていただきたい。</p> <p><事務局・回答> ストレスチェック制度は労働基準監督署の管轄であり、宮城支部のメンタルヘルス関連事業との直接の関わりはない。</p>

<山田議長・質問>

ストレスチェック制度は、従業員 50 名以上の事業所が対象となっているため、中小企業の多くが適用外となっている。そのような中小企業のメンタルヘルス対策の現状はどうか。

<事務局・回答>

現在、宮城支部ではメンタルヘルス関連事業として、セミナー、出前講座、カウンセリング事業を実施しているところであるが、申し込み状況等から見て、中小企業におけるメンタルヘルスへの意識は決して高いとは言えない状況である。

また、宮城支部の傷病手当金において支給割合が最も高いのが精神疾患である。現在、傷病手当金やレプトの分析を進めているところであるが、実態を探るべく更なる分析が必要であると考えている。

<遠藤委員・意見>

当社ではメンタルヘルス対策を外部のコンサルタントへ委託する形で実施してはいるが、中小企業の多くは積極的にメンタルヘルスに取り組む余裕は無いと思われる。

また、対中小企業への働きかけということであれば、事業主へのアプローチが重要と思われる。

2. 宮城支部 保健事業の課題・問題点等について

○課題 1 被扶養者の特定健康診査について

<小林委員・意見>

国保の加入者は協会けんぽに比べて年齢層が高いということもあり、全体としての受診率は悪くない。しかしながら、40代、50代の健診受診率が低いという傾向があり、協会けんぽ同様、若い世代の健診受診率の向上が課題となっている。健診受診率向上のための取組としては、広報紙への記事掲載が中心となるが、国保加入者に限らず、地域住民の健診受診率向上を目的としたスタンスで実施している。

また、現在、健診受診後の重症化予防事業にも力を入れており、アンケート調査や電話勧奨等様々な取り組みを実施しているところである。

<村上委員・意見>

以前に比べて、市町村の集団健診における協会けんぽ加入者の割合が増えているという実感はあるが、さらなる被扶養者の健診受診率の向上には、がん検診との同時実施が有効であると考えます。

<岡本委員・意見>

宮城県の自治体の多くでは、特定健診と一部のがん検診（胃がん等）を同時に行っているが、婦人科系の検診等は、個別の医療機関での実施が多い傾向にある。

<宮城支部・回答>

宮城支部としては、被扶養者に対する健診の案内を送付する際に、受診券と合わせて市町村のがん検診のスケジュールをお知らせし、がん検診との同時実施を推進しているところである。

<茂泉委員・質問>

会社として、被保険者の健康管理には取り組んでいるが、現状として、配偶者（被扶養者）の健康管理までは難しい状況。しかしながら、配偶者の健康に問題が起きれば、従業員の働き方にも多大なる影響が生じるため、被扶養者の健診受診率の向上は重要であると認識している。

受診率の向上のための取り組みとして、例えば、事業所において、被保険者の健診と同時に被扶養者の健診も受けられるようにすることはできないのか。

<事務局・回答>

今年度から一部の地域の検診車による集合健診事業において被保険者と被扶養者の両方の受診が可能となった。今後の実施の拡大に向けては、医療機関の協力が必要と考える。

<佐々木委員・意見>

健診受診率は分母（対象者）の影響を受けることから、案内時に現在治療中の方でも健診の対象者に含まれるということを周知していく必要があるのではないか。

<佐々木委員・意見>

資料2のP2の中に仙台市以外では、「集団健診への依存度が高い」という表現があり、問題があるかのような記載をしているが、個別医療機関が少なければ当然そのような傾向になるのではないか。

<事務局・回答>

仙台市以外では、従来から集団健診にて健診を受診していたという経緯と健診受診が可能な個別医療機関が少ないという状況を踏まえてそのような表現になっている。集団健診の割合が高いことを問題視しているわけではなく、対象者が集団健診の日程と合わない場合に受ける機会が無くなる可能性が高いことを問題視している。

○課題2 被保険者の特定保健指導について

<岡本委員・意見>

宮城県の国保の健診受診率は全国でも上位であるが、保健指導の実施割合は低いという課題がある。比較的規模の小さい市町村では個別訪問等で実績を伸ばしているところもあるようだが、すべての市町村で同様の取り組みを行うのは、マンパワー的に難しいという課題がある。

<山田議長・質問>

宮城支部として保健指導におけるマンパワーの問題等をどのように捉えているのか。

<事務局・回答>

被保険者の健診受診率の向上に伴い、宮城支部における保健指導対象者は毎年 3 万人を超えている。現状、支部保健師、管理栄養士以外にも健診機関や外部委託業者を活用して拡大に取り組んでいるが、マンパワーは不足していると言わざるを得ない状況。

なお、平成 30 年度からの第三期特定健診・特定保健指導計画において、初回面談の分割実施（健診当日に健診結果が出そろわない場合でも腹囲等から保健指導の対象者と見込まれるものに初回面談の実施）が可能となるため、改正前の今年度から医療機関に対し、実施枠の拡大に向けた体制作りについて働きかけていき、協力を求めている。

<村上委員・意見>

平成 30 年度からの初回面談の分割実施について、保健指導実施件数の増加だけでなく、保健指導による改善効果の向上も期待される。一方で、行動計画の作成方法や後日保健指導の対象者に該当しないことが判明したものに關する運用方法等に不明確な点があるため、健診委託機関との交渉にあたっては細かなところを整理していく必要があると考える。

<西井委員・意見>

中小企業においては、年々労働力の確保が難しくなっており、会社が維持できなくなるという危機感を持っている事業主は多いと思う。現在、宮城支部が取り組んでいる職場健康づくり宣言制度の趣旨にもあるが、労働力の損失という観点からのアプローチも重要ではないかと考える。

<佐々木委員、山田議長・質問>

保健指導の拒否理由の集計結果を見ると、「改善指導を他機関（産業医等）で受けた」という理由が一定程度見られる。例えば、保健指導において、産業医が改善指導を実施したものを、宮城支部の保健指導の実績とすることはできないのか。

<事務局>

産業医が厚労省の示す特定保健指導と同等の指導を行い、かつ提供データのフォーマットも定められたもので提出しなければならない等の問題から、実現は困難と思われる。

○課題 3 インセンティブ制度について

<山田議長・質問>

インセンティブ制度は協会けんぽ独自の取り組みになるのか。

<事務局・回答>

評価指標等は異なるが、すべての医療保険者で実施することになる。保険料率への加算、

減算は事業所単位ではなく、あくまでも支部単位であるため、まじめに取り組んでいる事業所からすれば不公平感がある。そのため、事業所へのインセンティブ制度の周知に向けては工夫が必要であると考えます。

また、インセンティブ制度が実施されることに伴い、保健指導対象者の減少率等、これまで漠然とした課題として認識されていたものについても、明確な取り組みが求められることになる。

なお、今回お示しした内容は、確定したものではない。今年度の試行を踏まえ、修正を加え、平成 30 年度から本格実施となる見込み。

<山田議長・質問>

インセンティブ制度に係る指標について、数値が悪い個別の事業所に指導を行うことはできないのか。

<事務局・回答>

各事業所において経営状況・体制等の事情があるため、協会けんぽとしては、事業所診断シート（事業所ごとに年度ごとの健診受診率、医療費等を記載したもの）等で事業所の現状をお示しし、あくまでも事業所のレベルに応じた協力を求めていくことになる。

現在進めている職場健康づくり宣言制度は、事業所のレベルに応じた取り組みが可能であり、支部として拡大に向けた取り組みを推進しているところである。

<西井委員・意見>

支部間インセンティブ制度に関する項目は、いずれも事業主の協力が必要不可欠であると考えますが、現在の職場健康づくり宣言制度の特典に加えて、更なる事業主向けの特典が必要ではないか。

<事務局・回答>

他支部と比較して、宮城支部の職場健康づくり宣言制度の特典は高水準にあると思われる。今後、特典について更なる拡大を検討していく予定ではあるが、協会けんぽの立場として、特典ばかりを強調する訳にはいかないこともご理解いただきたい。

特記事項

- ・保健指導の共同利用についても説明。
- ・次回開催は 29 年 12 月予定。